

○国家公安委員会告示第三十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であつて、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを次のように定める。

令和七年九月十一日

国家公安委員会委員長事務代理

国務大臣 鈴木 馨祐

道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の権限のある機関が発行する身分を証明する書類であつて、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものは、次のいずれかに掲げる書類とする。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格が表示されている上陸許可の証印（入管法第九条第一項に規定する上陸許可の証印をいう。第三号において同じ。）をされた書類

二 在留資格認定証明書（入管法第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書をいう。次号において同じ。）

三 日本国領事官等（入管法第二条第四号に規定する日本国領事官等をいう。）の査証を受け、及び上陸許可の証印（在留資格認定証明書の交付を受けることができる在留資格が表示されているものに限る。）をされた書類

四 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第九条第三項(a)に掲げる身分証明書

附 則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。